

こんなときも

そうだ、行政書士に相談しよう!

行政書士がお役に立ちます!



暮らしのお困りごと

遺言・相続について  
知りたい

残されたご家族が困らないよう、プロの視点から遺言・相続についてアドバイスします。また、相続関係説明図や遺産分割協議書の作成も行います。



契約書を作りたい

大切な約束を書面に残すことは、後のトラブルを予防するためにも重要です。行政書士は契約書作成の代理を行います。



自動車の  
登録手続きをしたい

自動車の購入や、引越しによる登録変更など、忙しい皆さんに代わって行政書士が管轄の運輸支局や警察への手続き、書類作成を行います。



日本国籍を取得したい

日本国籍の取得に関わる法務大臣への帰化申請や、さまざまな審査書類の作成など、各種手続きのアドバイスやお手伝いをします。



土地活用について  
相談したい

自分の土地であっても、都市計画法や建築基準法、農地法といった関連法規に注意が必要です。土地利用の手続き、各種申請もご相談ください。



内容証明について  
相談したい

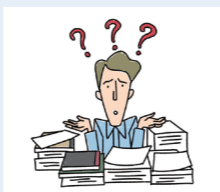
内容証明は、契約後のクーリングオフなどに有効な手段です。行政書士は、皆さんの意思に基づき、文書の作成を代理します。



ビジネスのお困りごと

外国人の在留・  
就労のための手続き

外国人が日本で就労する際に必要な留資格の認定証明書交付申請や変更許可申請など、出入国在留管理に関する業務も専門家である行政書士にお任せください。



法人設立の手続き

株式会社や協同組合、財団法人、社団法人、NPO法人など、さまざまな法人設立のお手伝いをします。



各種許認可申請

建設業の許可申請や宅地建物取引業の免許申請など、事業を行うのに必要な許認可はたくさんあり、高い専門性が求められます。間違いのない手続きが行えるようサポートします。



中小企業支援

行政書士は、企業の経営や事業活動に関するアドバイス、助成金の申請、知的資産経営の導入や報告書の作成などを通して、中小企業をサポートします。



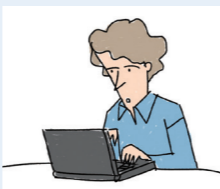
著作権に関する  
登録申請など

著作物など、皆さんの大切な知的財産を守るのも行政書士の仕事です。著作権に関わる各種申請や契約書の作成もお任せください。



オンライン申請・調達

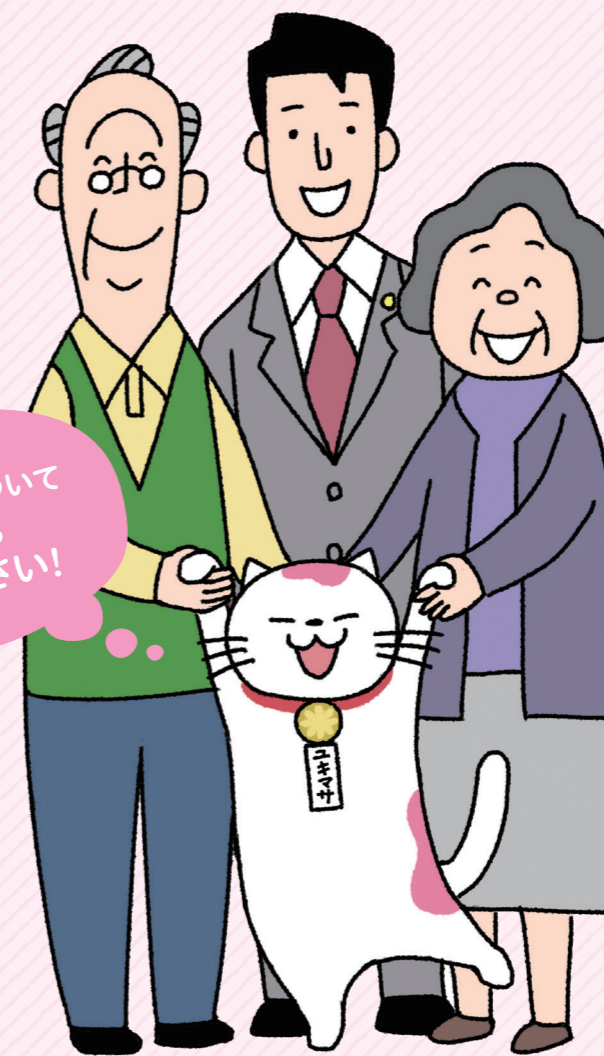
近年、インターネット上で申請ができる自治体が増えています。行政書士は、各種オンライン申請の手続き代理も行います。



そうだ、行政書士に相談しよう!

1人で悩まない  
遺言・相続

遺言・相続について  
ニヤンでも  
ご相談ください!



暮らしを支える、5万人の力。



日本行政書士会連合会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

虎ノ門タワーズオフィス10階

TEL:03-6435-7330



日本行政書士会連合会





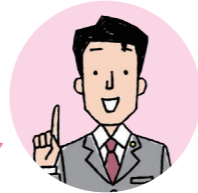
# 遺言・相続の「困った…」は、「行政書士」に相談しよう！

相続トラブルを未然に防ぐのに有効な「遺言書」。

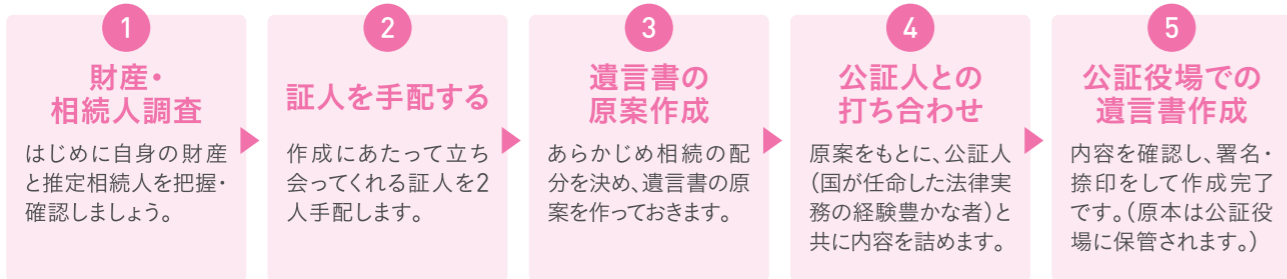
故人の遺言書がない場合には、相続人同士の話し合いで遺産配分を決定する「遺産分割協議」を経て、相続手続きを行うことができます。行政書士は、皆さんの「どうしよう…」を解決します。

## 確かな遺言書を作成するための流れ

さまざまな書類や証人を用意し、1人で遺言書を作るのはとても大変！  
行政書士が遺言者の意思が正しく伝わる遺言書作成をお手伝いします。



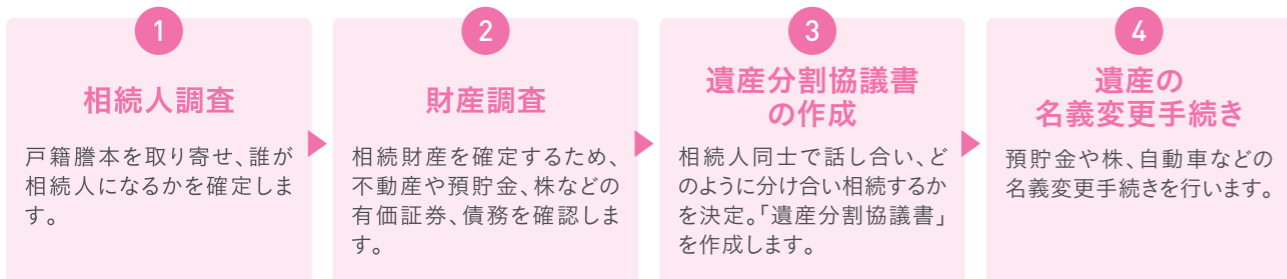
「遺言書」は、遺言者本人が自筆で作成することもできますが、内容に不備があれば無効となってしまいます。有効性を担保するためにも「公正証書遺言」がおすすめです。行政書士が作成のサポートをします。



## 遺言書がない場合の相続(遺産分割協議)の流れ



遺産分割協議もまた、たくさんの調査や書類、話し合いが必要となります。  
行政書士なら相続手続きの全般において、きめ細やかなサポートが可能です！



遺言・相続に関する詳細はこちらから



どうやら、遺産相続にはいろいろなパターンがあるみたい！

# 解決★ユキマサくん!

今回のお困りごとは、自分の「遺産」をどうすればいいかわからないというものです。



**1** ここは、コスモスタウンにあるコスモ神社。まもる先生のおじいさんに会うために、ユキマサくんがまもる先生と境内に入ると、そこには先客が。。

**2** ばあちゃん! あの人、どうしたの?   
 なんでも、自分が死んだあとの遺産がどうなるか、心配なんだそうだ。   
 そうなんだね! 遺産相続のことも行政書士が相談にのってくれるんだよ。

**3** おじいちゃん、どうしたんですか?   
 いいところにきたな、まもる。   
 この方が、遺産相続について、知りたいそうなんだ。よかったら教えてやってくれないか?   
 もちろん、いいですよ。

**4** まず、法定相続人というものがあって、相続できる順位、財産の取得割合は民法によって決められています。

法定相続人の範囲	配偶者
	子供
	親
	兄弟姉妹

**5** 生前に『遺言書』を作成することで、自分自身で相続の配分を決めることもできるんですよ。また、相続人全員で協議し、『遺産分割協議書』を作成することで法定相続分とは違う配分にもできます。

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位	配偶者 1/2	子供 1/2*
第2順位	配偶者 2/3	親 1/3*
第3順位	配偶者 3/4	兄弟姉妹 1/4*

\*人数で分けます

**6** そうなんだ!   
 遺言書や遺産分割協議書を作成することで、法定相続分を変更することもできるんだね!

**7** どうやら、まもる先生のアドバイスを受けて、『遺言書』を作成しておくといいみたいだね。よかった、よかった。   
 事前に思いを形にしておくといざという時、安心だもんね。   
 ホカホカ   
 解決

〇くし行政書士事務所   
 ホームページもご覧下さい。   
 解決 ユキマサくん!   
 日本行政書士会 連合会